

佐賀県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年二月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

多久市北多久町大字多久原五四二九の三六から五四二九の四三まで、五四二九の六〇、五四二九の六二、五四二九の六五、五四二九の六七、五四二九の六九、五四二九の七一、五四二九の七三、五四二九の七五、五四二九の七七、五四二九の七九、五四二九の八一、五四二九の八三、五四二九の八五、五四二九の八七、五四二九の八九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び多久市農林課に備え置いて縦覧に供する。)